令和８年

奥州市教育委員会会議録

第３回定例会３月25日招集

奥州市教育委員会

１　開会、閉会等に関する事項

開催日時　開会　　令和８年３月25日(水)午後２時28分

閉会　　令和８年３月25日(水)午後２時51分

開催場所　江刺総合支所４階特別会議室

２　出席委員等の氏名

	髙　橋　　勝	教育長
１番	佐々木　哲　也	委員（教育長職務代理者）
２番	松　本　　崇	委員
３番	菊　地　　幸	委員
４番	猪　股　登喜子	委員

３　説明のため出席した職員の職及び氏名

高橋広和教育部長、松戸昭彦教育総務課長、千田有美学校教育課長、小野寺正行歴史遺産課長、菊池淳協働まちづくり部生涯学習スポーツ課長

４　本日の会議に付した事件（議事日程第１号）

第１　会期の決定

第２　教育長報告

令和８年度からの学校給食費について

第３　議案第１号　奥州市教育委員会事務局の部課長等の任免に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

第４　議案第２号　奥州市教育委員会の所管に属する教育機関の長の任免に関し議決を求めることについて

第５　議案第３号　奥州市指定天然記念物「荒谷のイロハモミジ」の一部指定解除に関し議決を求めることについて

５　会議の概要

開会、会議成立宣言、本日の会議日程について「議事日程第１号」により進めることを宣言、議案の審議等、閉会

第１　会期の決定について

本日１日限りと決定

第２　教育長報告

令和８年度からの学校給食費について

○ 千田学校教育課長が資料に基づき説明

【質疑等】

なし

以上で教育長報告を終わる。

第３　議案第１号　奥州市教育委員会事務局の部課長等の任免に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

○ 松戸教育総務課長が議案を朗読、高橋教育部長が提案理由の説明、松戸教育総務課長が詳細説明

【提案理由】

・ 奥州市教育委員会事務局の部課長等の任免について、奥州市教育長に対する事務委任等に関する規則の規定に基づき臨時代理処理を行ったことから、この処理に対し、同規則の規定により当委員会の承認を求めるため、本案を提出するもの。

【詳細説明】

※資料の読み上げにより説明

【質疑等】

なし

【討論】

※人事案件につき省略

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし

原案承認

第４　議案第２号　奥州市教育委員会の所管に属する教育機関の長の任免に関し議決を求めることについて

○ 松戸教育総務課長が議案を朗読、高橋教育部長が提案理由等を説明

【提案理由】

・ 教育委員会の所管に属する 教育機関の長の任免について、当委員会の議決を得るため、提出するもの。任免の内容については、当日配付資料２ページのとおり。

【質疑等】

なし

【討論】

※人事案件につき省略

採決の結果、原案のとおり決することに全員異議なし

原案可決

第５　議案第３号　奥州市指定天然記念物「荒谷のイロハモミジ」の一部指定解除に関し議決を求めることについて

○松戸教育総務課長が議案を朗読、高橋教育部長が提案理由の説明、小野寺歴史遺産課長が詳細説明

【提案理由】

・市指定天然記念物「荒谷のイロハモミジ」の２号木が伐採により指定天然記念物としての価値を失ってしまうため、奥州市文化財保護条例第４条第２項第４号に基づき、奥州市文化財保護審議会に対し一部指定解除について諮問を行なったところ、承認する旨の答申があったことから、同条例第35条第１項に基づき、一部指定を解除しようとするもの。

【詳細説明】

・今回指定解除する「荒谷のイロハモミジ」は、昭和54年度に旧前沢町で指定されたもの。イロハモミジの自生地北限は福島県以西であり、県内のイロハモミジは植樹されたものとなる。木は２本あり、１号木は、目通り3.60m・推定樹齢約560年、２号木は、３m・約280年とされている。

・大きい方は県下第１の大木で、四季それぞれ色を変え、特に秋が美しい名木である。一方、２号木は樹勢低下が著しく、枝先の枯損が見られるほか、幹にサルノコシカケ類等のキノコが発生するなど、樹幹内部の腐朽が進行し、枝が落ちたり、樹幹の大きく分かれた個所から倒木する恐れがあり、見学者等への重大な被害が懸念されていた。そのため、所有者から「サルノコシカケ類等の感染から１号木を防除・保全する観点から、早急に伐採したい」と一部指定解除申立書の提出があったもの。

・結果として２号木は天然記念物としての価値を失ったため、３月13日に開催した奥州市文化財保護審議会において一部指定解除について諮問し、資料４ページのとおり答申をいただいた。本来であれば、指定解除議決後に伐採となるところだが、所有者が「できる限り早く対処したい」とのことで、作業は３月18、19日の両日で完了済である。この取扱いについては、「維持の措置の範囲」として奥州市文化財保護条例施行規則第15条第２号の「衰亡の拡大を防止するための応急の措置」及び第３号の「当該部分の復旧が明らかに不可能であるときにおいて、当該部分を除去する措置」によるものとなる。

【質疑等】

なし

【討論】

なし

採決の結果、原案のとおり決することに全員異議なし

原案可決

閉会